

国民健康保険請求の手引

(医科・歯科)
令和 7 年 4 月現在

◎高知県内の市町村国保と医師国保組合は、被保険者証の記号・番号を数字に統一して、被保険者一人ひとりに設定しています。

	保 険 者 名	保険者番号	電 話 番 号	給付割合	記号・番号 (枝番)		
市 部	高 知 市	390013	(直) (088) 823-9359	国保 7割 ・ 未就学者 8割 ・ 高齢受給者 8割 7割		1 オンライン請求について ○オンライン請求については、 毎月 10 日までに請求確定をしてください。 5 日～7 日は 8 時～21 時、8 日～10 日は 8 時～24 時まで請求可能です。(土・日・祝日を含む。) なお、請求確定は内容を確認のうえ、1 回で確定されるようご協力をお願いします。 ※毎月10日の24時時点で、未確定のレセプトデータは、システム側で自動的に請求確定を行います。「ASP あり」で送信した場合は、「請求確定(エラー分を除く)」で自動確定が行われ、 エラー分は全て請求件数に含まれません のでご注意ください。 ○オンライン請求の医療機関は原則オンライン請求のみでの請求となり、 紙レセプトでの請求は認められません。 (紙レセプトで返戻したレセプトを除く)そのため、紙添付資料や症状詳記を紙で提出する場合であっても、レセプト本体はオンラインで請求してください。 ○オンライン請求の医療機関が通信障害等のやむを得ない事情により、臨時的に光ディスク等での請求をされる場合は、「光ディスク等送付書」、「請求命令附則第 4 条第 5 項による猶予届出書(様式第 3 号)」を併せてご提出ください。また紙レセプトで提出される場合は、「請求命令附則第 4 条第 5 項による猶予届出書(様式第 3 号)」を併せてご提出ください。 ○返戻レセプトの再請求については、紙レセプトのみで返戻された場合に紙レセプトで再請求できます。オンライン請求システムからダウンロードできるレセプトは オンラインで再請求してください。 なお、返戻レセプトデータのダウンロード可能な期間は 3 か月 ですので、 必ず期間内にダウンロードしてください。 また、異なる点数表に変更し再請求する場合(医科→DPC、DPC→医科等)や、請求時と異なる審査支払機関に再請求が必要な場合(社保→国保 等)は、オンラインでの再請求ができませんので、月遅れレセプトとして新規作成のうえ、 <u>オンラインで請求してください。</u> 2 光ディスク等での請求について ○「光ディスク等送付書」を添付のうえ、ご提出ください。 3 紙レセプト請求について ○ 保険者番号毎 に請求書を作成し、制度別の本家入外区分別に集計してください。(下図参照) ○ 県外分と県内分は混在しないよう 別まとめにしてください。 ○県内分については公費分点数の集計及び記載は不要です。 県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)については、公費負担医療用請求書に再掲してください。 なお県内保険者であっても、県外の公費併用分(法別 19、62、66を除く)については県外分扱いとなります。 ○月遅れ請求分も当月請求分と一緒に編綴・集計してください。 ただし、医療機関コードが異なる場合はコード別に請求書が必要です。 ※こよりで綴じる必要はありませんが、レセプトがばらばらにならないようにクリップや輪ゴム等でまとめてください。 ※レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではなく、ホッチキス留めしてください。 4 特別療養費レセプトの取扱いについて 特別療養費のレセプトは、レセプトの上部余白へ 特別療養費 と朱書し、県内分・県外分にかかわらず上記「3」のレセプトとは別綴じて提出してください。(請求書への集計は不要です。) ※電子レセプトではなく必ず紙レセプトで提出してください。 ※「被保険者資格証明書」、「オンライン資格確認」、「特別療養費の対象者である旨が記載された資格確認書」等から特別療養費の対象者であることを確認してください。 5 福祉医療費請求書、一般健康診査費、予防接種請求書等の編綴と集計方法について 編綴方法 請求書(集計票)を一番上にして、福祉医療費請求書等は、 法別番号毎にまとめて ください。 請求書(集計票)記載方法 法別番号毎に集計し 、「公費法別」欄に法別番号、「件数」欄に合計件数、点数の請求であれば「点数」欄に合計点数、金額の請求であれば「金額」欄に合計金額を記載してください。 また、インフルエンザ予防接種請求書(80)は、 その他予防接種等と別綴じ にして提出してください。 ◎法別番号(43)・(46)・(73)・(74)・(75)・(76)の高知市分は公費併用レセプトとして支払基金へ提出してください。 お問い合わせは 業務課業務係 (088)820-8407 までお願いします。 6 交通事故等「第三者傷害」のレセプトの記載について 交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「特記事項」欄に「 10・第三 」を記載し、「摘要」欄に 事故対象点数 を記載してください。 お問い合わせは 業務課求償係 (088)820-8421 までお願いします。 7 介護保険の主治医意見書料請求書について 受付締切日は、 毎月 10 日(17 時までの必着) です。主治医意見書料請求書をレセプト等に同封し送付される場合は、 主治医意見書料請求書を別封筒に入れ 送付してください。 お問い合わせは 介護保険課 (088)820-8409 までお願いします。	
	郡 部	室 戸 市	390021				(直) (0887) 22-5133
		安 芸 市	390039				(直) (0887) 35-1002
		南 国 市	390047				(直) (088) 880-6555
		土 佐 市	390054				(直) (088) 852-7625
		須 崎 市	390062				(直) (0889) 42-1355
		土 佐 清 水 市	390088				(直) (0880) 82-1108
		宿 毛 市	390096				(直) (0880) 62-1233
		四 万 十 市	390104				(直) (0880) 34-1114
		香 南 市	390112				(直) (0887) 57-8506
香 美 市		390120	(直) (0887) 53-3115				
郡 部	東 洋 町	390203	(直) (0887) 29-3394				
	奈 半 利 町	390211	(直) (0887) 38-8181				
	田 野 町	390229	(直) (0887) 38-2812				
	安 田 町	390237	(直) (0887) 38-6712				
	北 川 村	390245	(直) (0887) 32-1214				
	馬 路 村	390252	(直) (0887) 44-2112				
	芸 西 村	390260	(直) (0887) 33-2112				
	大 川 村	390419	(代) (0887) 84-2211				
	土 佐 町	390427	(直) (0887) 82-1110				
	本 山 町	390500	(直) (0887) 76-2115				
郡 部	大 豊 町	390518	(代) (0887) 72-0450				
	佐 川 町	390708	(直) (0889) 22-7706				
	越 知 町	390716	(直) (0889) 26-1115				
	中 土 佐 町	390724	(直) (0889) 52-2213				
	日 高 村	390740	(直) (0889) 24-5001				
	梶 原 町	390799	(直) (0889) 65-1170				
	大 月 町	390831	(直) (0880) 73-1113				
	三 原 村	390864	(直) (0880) 46-2111				
	い の 町	391003	(直) (088) 893-1117				
	津 野 町	391011	(直) (0889) 55-2314				
郡 部	仁 淀 川 町	391029	(直) (0889) 35-1080				
	四 万 十 町	391037	(直) (0880) 22-3117				
	黒 潮 町	391045	(直) (0880) 43-2800				
	組 合	医 師 国 保	393025	(直) (088) 824-8808			
	県外分の取扱い	全 国 土 木	133033	(03) 5210-4384			
		中 央 建 設	133264	(03) 6709-2929			
		全国建設工事業	133298	(03) 5652-7001			
		全 国 歯 科	093013	(088) 823-7369			
		中 四 国 薬 剤 師	333039	(086) 231-1738			
		建 設 連 合	233064	(03) 3504-1241			
全 国 左 官		133231	(03) 3269-4778				
全 国 板 金		133280	(03) 3453-8464				

診療報酬明細書（レセプト）等受付締切日

○直接持参分、郵送分とも診療報酬明細書（レセプト）・福祉医療費請求書等の**受付締切日は、毎月 10 日（17 時必着）**です。
※10 日が土・日・祝日の場合は、本会事務所で 9 時から 17 時まで受付します。
※受付締切日は厳守してください。

請求の取り下げの締切等について

○当月分：電話あるいは再審査等請求書で**毎月 20 日(県外分は 17 日※ただし、令和 7 年 12 月は 15 日、令和 8 年 2 月は 16 日)まで**依頼が可能です。

○過去分：再審査等請求書を提出してください。
※オンラインでの提出も可能です。

診療報酬請求書（集計票）

請求書(集計票)を一番上にして、福祉医療費請求書等は、**法別番号毎にまとめて**ください。

請求書(集計票)記載方法

法別番号毎に集計し、「公費法別」欄に法別番号、「件数」欄に合計件数、点数の請求であれば「点数」欄に合計点数、金額の請求であれば「金額」欄に合計金額を記載してください。

また、インフルエンザ予防接種請求書(80)は、**その他予防接種等と別綴じ**にして提出してください。

◎法別番号(43)・(46)・(73)・(74)・(75)・(76)の高知市分は公費併用レセプトとして支払基金へ提出してください。

お問い合わせは **業務課業務係 (088)820-8407** までお願いします。

6 交通事故等「第三者傷害」のレセプトの記載について

交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「特記事項」欄に「**10・第三**」を記載し、「摘要」欄に**事故対象点数**を記載してください。

お問い合わせは **業務課求償係 (088)820-8421** までお願いします。

7 介護保険の主治医意見書料請求書について

受付締切日は、**毎月 10 日(17 時までの必着)**です。主治医意見書料請求書をレセプト等に同封し送付される場合は、**主治医意見書料請求書を別封筒に入れ**送付してください。

お問い合わせは **介護保険課 (088)820-8409** までお願いします。

後期高齢者医療請求の手引

(医科・歯科)
令和 7 年 4 月現在

	市 町 村 名	保険者番号	電 話 番 号	給付割合	被保険者 番号	
市 部	高 知 市	39392014	(直) (088) 823-9380	7 割 ・ 8 割 ・ 9 割	8 桁の数字	1 オンライン又は光ディスク等による請求について ○オンライン請求については、 毎月 10 日までに請求確定をしてください。 5 日～7 日は 8 時～21 時、8 日～10 日は 8 時～24 時まで請求可能です。(土・日・祝日を含む。) なお、請求確定は内容を確認のうえ、1 回で確定されるようご協力をお願いします。 ※毎月10日の24時時点で、未確定のレセプトデータは、システム側で自動的に請求確定を行います。「ASP あり」で送信した場合は、「請求確定(エラー分を除く)」で自動確定が行われ、 エラー分は全て請求件数に含まれません のでご注意ください。 ○オンライン請求の医療機関は原則オンライン請求のみでの請求となり、 紙レセプトでの請求は認められません。 (紙レセプトで返戻したレセプトを除く)そのため、紙添付資料や症状詳記を紙で提出する場合であっても、レセプト本体はオンラインで請求してください。 ○オンライン請求の医療機関が通信障害等のやむを得ない事情により、臨時的に光ディスク等での請求をされる場合は、「光ディスク等送付書」、「請求命令附則第 4 条第 5 項による猶予届出書(様式第 3 号)」を併せてご提出ください。また紙レセプトで提出される場合は、「請求命令附則第 4 条第 5 項による猶予届出書(様式第 3 号)」を併せてご提出ください。 ○返戻レセプトの再請求については、 紙レセプトのみで返戻された場合に紙レセプトで再請求できます。 オンライン請求システムからダウンロードできるレセプトは オンラインで再請求してください。 なお、返戻レセプトデータのダウンロード可能な期間は 3 か月 ですので、 必ず期間内にダウンロードしてください。 また、異なる点数表に変更し再請求する場合(医科→DPC、DPC→医科等)や、請求時と異なる審査支払機関に再請求が必要な場合(社保→国保 等)は、オンラインでの再請求ができませんので、月遅れレセプトとして新規作成のうえ、 <u>オンラインで請求してください。</u> 2 光ディスク等での請求について ○「光ディスク等送付書」を添付のうえ、ご提出ください。 3 紙レセプト請求について ○給付割合毎に、入院、入院外の順で 保険者番号毎 に請求書を作成してください。 ○請求書への集計は、本家入外区分別に集計してください。(下図参照) ※県外分と県内分が混在しないよう 別まとめにしてください。 ○県内分は公費点分数の集計及び記載は不要です。 県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別) 19、62、66 を除く)については、公費負担医療用請求書に再掲してください。 なお 県内保険者であっても、県外の公費併用分(法別 19、62、66 を除く)については県外分扱いとなります。  ○月遅れ請求分も当月請求分と一緒に編綴・集計してください。ただし、 医療機関コードが異なる場合はコード別に請求書が必要です。 ○県単公費(43)、(47)の受給者証をお持ちの方は、公費併用レセプトで提出してください。 ○請求書は後期高齢者医療用を使用してください。また、 <u>旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。</u> ※こよりで綴じる必要はありませんが、レセプトがばらばらにならないようにクリップや輪ゴム等でまとめてください。 ※レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではなく、ホッチキス留めしてください。 4 請求の取り下げについて ○当月分: 電話あるいは再審査等請求書で 毎月 20 日(県外分は 17 日※ただし、令和 7 年 12 月は 15 日、令和 8 年 2 月は 16 日)まで 依頼が可能です。 ○過去分: 再審査等請求書を提出してください。※オンラインでの提出も可能です。 5 特別療養費レセプト(後期高齢者資格証明書による療養分)の取扱いについて 特別療養費のレセプトは、レセプトの上部余白へ 特別療養費 と朱書し、県内分・県外分にかかわらず上記「3」のレセプトとは別綴じで提出してください。(請求書への集計は不要です。) ※電子レセプトではなく必ず紙レセプトで提出してください。 ※「 被保険者資格証明書 」、「 オンライン資格確認 」、「 特別療養費の対象者である旨が記載された資格確認書 」等から 特別療養費の対象者であることを確認してください。 6 交通事故等「第三者傷害」のレセプトの記載について 交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「 特記事項 」欄に「 10・第三 」を記載し、「摘要」欄に 事故対象点数 を記載してください。 お問い合わせは 業務課求償係 (088) 820-8421 までお願いします。 7 介護保険の主治医意見書料請求書について 受付締切日は、 毎月 10 日(17 時までの必着) です。 主治医意見書料請求書をレセプト等と同封し送付される場合は、 主治医意見書料請求書を別封筒に入れ 送付してください。 お問い合わせは 介護保険課 (088) 820-8409 までお願いします。
	郡 部	東 洋 町	39393012			(直) (0887) 29-3394
		奈 半 利 町	39393020			(直) (0887) 38-8181
		田 野 町	39393038			(直) (0887) 38-2812
		安 田 町	39393046			(直) (0887) 38-6712
		北 川 村	39393053			(直) (0887) 32-1214
		馬 路 村	39393061			(直) (0887) 44-2112
		芸 西 村	39393079			(直) (0887) 33-2112
		本 山 町	39393418			(直) (0887) 76-2115
		大 豊 町	39393442			(代) (0887) 72-0450
土 佐 町		39393632	(直) (0887) 82-1110			
大 川 村		39393640	(代) (0887) 84-2211			
い の 町		39393863	(直) (088) 893-1117			
仁 淀 川 町		39393871	(直) (0889) 35-1080			
中 土 佐 町	39394010	(直) (0889) 52-2213				
部	佐 川 町	39394028	(直) (0889) 22-7706			
	越 知 町	39394036	(直) (0889) 26-1115			
	梶 原 町	39394051	(直) (0889) 65-1170			
	日 高 村	39394101	(直) (0889) 24-5001			
	津 野 町	39394119	(直) (0889) 55-2314			
	四 万 十 町	39394127	(直) (0880) 22-3117			
	大 月 町	39394242	(直) (0880) 73-1113			
	三 原 村	39394275	(直) (0880) 46-2111			
黒 潮 町	39394283	(直) (0880) 43-2800				
高知県後期高齢者医療広域連合 電話 (088) 821-4526〔資格〕 / (088) 821-4896〔給付〕 FAX (088) 821-4518						
○ 診療報酬明細書(レセプト) 受付締切日は国民健康保険の締切日と同様です。 ○ 国保分と後期高齢者医療分は別々にまとめて提出してください。						

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに保険者に連絡ください。

〒780-8536 高知市丸ノ内 2 丁目 6 番 5 号 ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>

高 知 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会

電話 医科に関すること 審査課 第 2 係・第 3 係 (088) 820-8405 歯科に関すること 第 4 係 (088) 820-8404
再審査に関すること 第 5 係 (088) 820-8402 過誤・福祉・予防接種に関すること 業務課 業務係 (088) 820-8407